

令和4年4月15日

保護者様

さいたま市立大谷口小学校
校長 藤田 雅彦

タブレット等の家庭への持ち帰りについて

日頃より教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

昨年度より GIGA スクール構想が本格実施され、本校ではタブレットをはじめとする ICT を活用した学びの改革に取り組んでおります。また、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急時においてオンライン授業を実施いたしました。今年度も同様の事態が想定されます。

つきましては、タブレット等の持ち帰りにあたり、下記の内容を御確認の上、同意書の提出をお願いいたします。

保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 持ち帰るもの

(1) タブレット (2) 充電ケーブル

※ (2) は必要な場合のみ持ち帰ります。

2 持ち帰る場合

教職員の指示のもと、学習に使用する目的で持ち帰りを行います。また、児童の申し出により、持ち帰りを許可します。

3 持ち帰る目的

インターネットを利用した調べ学習、ドリル学習、学習動画等の視聴、学校からの学習課題の配付や提出、オンライン授業の実施等、学年の実態に応じて行ってまいります。

4 タブレットや充電ケーブルの破損及び紛失時の対応について

- (1) 家庭へ持ち帰った際に生じたタブレットや充電ケーブルの破損については、(2) の場合を除き、市の予算で修理をいたします。
- (2) 故意による破損、故意の改造・設定変更による故障、紛失（盗難の場合を除く）の際に係る費用は、御家庭の負担となります。

5 同意書について

- (1) タブレット等の持ち帰りにあたって、用紙右側の「タブレット等の家庭への持ち帰り同意書」に必要な事項を御記入いただき、4月22日（金）までに担任まで御提出をお願いいたします。
- (2) お手数ですが、お子さま一人につき一枚、それぞれ同意書の御提出をお願いいたします。
- (3) 今回の同意書におけるタブレット等の使用期間は本校在学中となります。同意書は、年度が変わる際は次学年に引き継ぎます。また、転出や卒業の際は学校で責任をもって破棄いたします。

さいたま市立大谷口小学校長様

タブレット等の家庭への持ち帰り 同意書

さいたま市教育委員会が所有するタブレット等を家庭へ持ち帰るにあたり、本校在学中において、下記の事項について同意し、貸与されたタブレット等を適切に利用します。

記

- 1 タブレット等を、学習活動以外に利用することはありません。
- 2 タブレットやアカウント等は、本同意書に記入された児童生徒のみが使用し、保護者を含め他の者に譲渡、転貸、売却等しません。
- 3 破損や紛失のないよう、細心の注意を払って使用します。
- 4 故意の破損や改造・設定変更による故障、また、紛失（盗難の場合を除く）した場合は弁償します。
- 5 不適切なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、適切に使用します。
- 6 姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、健康面に気を付けて使用します。

提出日	令和 年 月 日
児童生徒名	
保護者名	
使用期間	在学期間中
使用タブレット等	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット本体 <input checked="" type="checkbox"/> 充電ケーブル

以下、学校関係者が記入します

[使用端末番号]

キ
リ
ト
リ